

一般県道 砂原四方寄線（砂原工区）現場打ち杭載荷試験設計業務委託
特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用の範囲

本特記仕様書は「一般県道 砂原四方寄線（砂原工区）現場打ち杭載荷試験設計業務委託（以下「本業務」という。）」に適用する。

第2条 業務の実施基準

- 1) 本業務の遂行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「設計業務等共通仕様書」（令和7年10月 熊本市）、「地質・土質調査業務共通仕様書」（令和7年10月 熊本市）、地盤調査の方法と解説（最新版 土質工学会）、杭の鉛直載荷試験方法・同解説 第1回改訂版（最新版 地盤工学会）、道路橋示方書・同解説（最新版 日本道路協会）その他関係示方書、基準及び担当者の指示に従い実施するとともに、関係諸法規を遵守しなければならない。なお、これらに記載のない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、責任をもって充足しなければならない。
- 2) 本特記仕様書は、本業務に必要な諸元及び資料の内主要な事項のみを示したものであるから、これらに記載していない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。

第3条 業務上の疑義

- 1) 受託者は、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等を除く）以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が業務の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。
- 2) 本業務着手前に本特記仕様書を十分理解し、調査職員と十分打ち合わせを行い、疑義が生じた場合は調査職員の指示によらなければならない。またその時期を失して手戻りのないように注意しなければならない。
- 3) 検討及び調査の詳細については、委託者の指示に従うものとする。その他の業務上の質疑及び不明点については調査職員と協議するものとする。

第4条 配置技術者

- 1) 管理技術者は、下記の資格を有する者を配置すること。
 - ① 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験に建設部門（選択科目を「建設-土質及び基礎」とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を「建設-土質及び基礎」とするものに限る。）で合格し、同法による登録を受けている者、又は一般社団法人建設コンサルタント協会が指定するシビルコンサルティングマネージャ（RC CM）の登録（土質及び基礎）を受けている者。

- 2) 照査技術者は、下記の資格を有する者を配置すること。
 - ① 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験に建設部門（選択科目を「建設-土質及び基礎」とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を「建設-土質及び基礎」とするものに限る。）で合格し、同法による登録を受けている者、又は一般社団法人建設コンサルタンツ協会が指定するシビルコンサルティングマネージャ（RC CM）の登録（土質及び基礎）を受けている者。
- 3) 担当技術者には、下記の資格を有する者を1人以上配置すること。なお、管理技術者が兼務することを妨げるものではない。
 - ① 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験に建設部門（選択科目を「建設-鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を「建設-鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）で合格し、同法による登録を受けている者、又は一般社団法人建設コンサルタンツ協会が指定するシビルコンサルティングマネージャ（RC CM）の登録（鋼構造及びコンクリート）を受けている者。

第4条 諸手続き等

地下埋設物及び上空の支障物件等がある場合には、調査着手前にガス管、NTT管、電力管、上下水道管等の各施設管理者に確認し、調査職員と協議しなければならない。

第5条 資料等の貸与

- 1) 本業務に必要な資料で委託者の所有するものについては貸与する。なお貸与された資料は受託者が責任をもって管理すること。なお、貸与された資料の返却時期については、調査職員と協議すること。

第6条 機密の厳守

受託者は、本業務に関する全ての事項について機密を厳守し、他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

第7条 業務計画

- 1) 受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を提出し、委託者と打ち合わせを行うこと。また、業務計画書の計画工程表に基づき、業務進捗の管理状況を週報（週1回）に記載し、提出しなければならない。週報の提出方法については調査職員と協議すること。
- 2) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - ① 業務概要
 - ② 実施方針
 - ③ 業務工程

- ④ 業務組織計画
- ⑤ 打合せ計画
- ⑥ 成果物の品質を確保するための計画
- ⑦ 成果物の内容、部数
- ⑧ 使用する主な図書及び基準
- ⑨ 連絡体制(緊急時含む)
- ⑩ 使用する主な機器
- ⑪ その他
- ⑫ 調査職員が指示するもの

業務計画書に記載する管理技術者については、受託者が入札時に提出する申請書等に配置予定管理技術者を記載した場合、記載した予定管理技術者でなければならない。また、受託者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

- 3) 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4) 調査職員の指示した事項については、受託者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

第8条 検査

受託者は成果品の引き渡しに当たっては期限を厳守し、かつ検査員の検査を受け入れなければならない。また、成果品の引き渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は受託者の負担において所要の訂正、又は修正を行うこと。

第9条 協議打合わせ

本業務の協議打合わせは原則5回(中間打合せ3回を含む)とする。管理技術者は各会議に出席することを基本とするが、中間打合せに限り、管理技術者の出席が困難な場合には、受託者の負担によりWeb会議等を開催することも可とする。なお、成果品納入時には照査技術者も会議に出席すること。また、協議打合せは協議一覧表に整理するとともに、打合せ後はすみやかに議事録を作成し提出すること。

- 1) 当初打合せ 業務計画書提出時
- 2) 中間打合せ (3回)
- 3) 最終打合せ 成果品納入時

第10条 提出書類

- 1) 受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料(以下「委託料」という。)に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措

置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。

- 2) 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3) 受託者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。また、登録した場合は、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから委託者にメール送信し、速やかに委託者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第11条 ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、委託者、受託者の協力のもと取り組むものとする。

第12条 第三者の土地への立入り

受託者は、現地立入りに際しては関係者の了解を得たうえで行うとともに、作業中は地元住民の感情を害することのないよう十分言動・態度に注意しなければならない。

第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受託者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を委託者に返却しなければならない。

第13条 その他

- 1) 設計図書・特記仕様書等に記載なき事項で疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議し、その指示に従うこと。

第2章 業務内容

I. 設計業務

第1条 業務目的

一般県道 砂原四方寄線（砂原工区）の沖積平野部にて計画されている連続 高架橋の杭基礎（場所打ち杭）に関して、鉛直支持力特性を現位置にて把握するために、杭の押し込み載荷試験を実施する予定である。また、当試験結果は、周辺区間の類似地盤条件における鉛直支持力評価にも活用する。

本業務では、杭の押し込み載荷試験の実施に向けた実施計画等を検討するとともに、試験で用いる杭の設計を行うものである。

第2条 業務内容

1) 試験候補地の選定

既往地質資料や橋梁予備設計成果、現地踏査等を基に杭の押し込み載荷試験の試験候補地を選定するとともに、試験の実施や資機材の搬出入等に特別な配慮が必要な場合は、その条件・方法等を検討・整理する。

候補地の選定にあたっては複数箇所選出し、実際の実施箇所については調査職員と協議の上決定するものとする。

2) 試験実施計画の作成

試験の目的、地盤条件、本杭に作用する荷重条件、本杭ならびに反力杭の施工方法・寸法・配置、試験工事の工期・工費、現地条件等を考慮し、計画最大荷重、試験杭の仕様・本数・位置、試験装置、載荷・測定方法、資機材の搬出計画及び実施体制等の基本事項を整理し、実施計画書を作成する。なお、試験方法は杭の押し込み試験とする。

3) 地質調査実施計画の策定

「載荷試験で求める杭周面の摩擦力」と「粘着力 C や内部摩擦角 ϕ から求める摩擦力」の相関を確認するために必要な地質調査項目について整理する。

なお、整理にあたっては、今後実施予定の地質調査において、支持層と想定している砂礫層および中間層・下部層について、理論式等を用いて支持力機構を検討するため、乱れの少ない試料を用いた室内土質試験および原位置試験を実施し、力学特性を把握する想定であることを反映すること。

4) 載荷及び測定方法の検討

業務の目的に応じた載荷方式を選定し、試験の目的に応じた測定項目及び計測機器について検討する。載荷重については第2限界抵抗力までの確認を目標とする。

なお、検討にあたっては、今後実施予定の現場打ち杭鉛直載荷試験において、

試験杭の鉄筋には鉄筋計を配置し、軸方向力を算定し、周面抵抗力特性や先端抵抗力等の評価を行う想定であることを反映すること。

試験方法は、地盤工学会「杭の鉛直載荷試験方法・同解説」に準拠することとする。

また、試験に要する費用について算出すること。

5) 試験杭の設計

計画最大荷重に対して十分安全な強度を有する試験杭体の断面や、加力・反力装置の組立て基礎梁の設置及び計測機器の取付けを考慮し試験杭の長さについて検討する。

6) 学識経験者等意見聴取及び資料作成

検討内容について、「熊本西環状道路軟弱地盤対策検討委員会」及びその他第三者会議において審議や意見聴取を行う必要がある。よって、会議等の開催にあたっては学識経験者等との事前調整（1回程度）、資料作成（説明用のPPTを想定）を行うとともに、会議へ出席すること。

なお、会議の開催は令和8年8月頃を想定している。

第3章 成果品

第1条 成果品（電子納品）

- 1) 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- 2) 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン（案）（土木編）に基づいて作成することとする。
- 3) 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R・DVD-R）で2部、印刷製本した成果品を1部提出する。なお、電子納品対象外の書類は、紙媒体により2部とする。
- 4) 成果品の提出の際には、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
- 5) 電子検査に必要なパソコンについては原則受託者が準備することとする。受託者が準備できない場合は、別途協議する。

第2条 提出場所

成果品の提出場所は、熊本市都市建設局土木部道路整備課西環状道路推進室とする。